

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域限定の外国人の就労ビザ発給の特例	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	特定非営利活動法人オーディナリーサーヴァンツ			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一

求める措置の具体的内容	ベトナム人の日本での就労希望者に介護業務にも就労ビザを発給して欲しい。期間限定でもよい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>北海道では要介護者は増加しているが、介護職員は激減している。夜勤者が一人足りないだけで、一ヶ月の勤務が組めず事業の継続が困難となり、他の就業者の雇用も喪失される。職員自身も高齢化し常勤や夜勤が辛い、なかなか軽減も出来ない。</p> <p>町の若い人は帯広や札幌に就業する。国内では長く介護労働者不足が問題であるが改善されず、現場では介護の質の低下が著しい。東南アジアでも親日で平均年齢 28 歳の若い国ベトナムの方と今の緊急事態を乗り切りたい。3 年程度の猶予期間で次の対策を検討可能。</p> <p>現在、介護業務が「専門的、技術分野」の対象かどうかの評価の確立を待つ時間的余裕はない。過労により職員が休職し来月の勤務が組めないこともあり得る。当地域での外国人就労状況により周辺地域および介護施設からも採用の意向は高い。</p>

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050020	プロジェクト名	フィリピン人介護助士就労ビザ認可	
要望事項 (事項名)	フィリピンの看護師免許所有者・ 介護士認定資格者に愛知県で介護 助士として就労するためのビザ発 給を認める	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1017010	
提案主体名	国際フレンド・リンク(株)			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一の二

求める措置の具体的内容
<p>フィリピン国の看護師免許所有者、介護士認定資格者で、日本語検定 N4 以上取得者に愛知県で介護助士として1年間介護事業に従事することを例外的に認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p><問題点></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 愛知県では介護要員が不足（現在60%の施設が不足）しており、今後介護が必要な方が増え、介護要員の増々の不足が予想される。 2. 現在特別老人ホームへの入所希望待機者が9,200人いる。 3. 約570の追加施設が必要で、約3000人の介護要員が必要となる。 4. 一方介護事業に携わる若者の離職率が高く、現状のままでは、老々介護の悲劇が増える、又、施設に入れたい親の為に、働き盛りの人が転職・退職し、親の介護に縛られ、日本の経済・社会へ悪影響が益々不安となる。 <p><解決策></p> <ol style="list-style-type: none"> 5. フィリピン国の看護師免許所有者と介護士認定資格者に、愛知県で介護福祉士ではなく介護補助者（介護助士）として働いてもらう。 6. 介護福祉士が担っている介護業務の内、免許を持たなくてもできる業務を介護助士に任せる事で、より効果的な介護業務を果たせるようになる。 <p><懸念対応></p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 外国人の単純労働者受け入れで懸念されている治安悪化等は左記要件を充たすフィリピン国資格保有者の入国による治安悪化はない。 8. 愛知県は外国人の受け入れに、県・市の行政対応も充実しており、地域住民との軋轢を回避できる。 9. 受入施設と管理組合での管理監督体制をさらに充実させ、認可以外の仕事従事（不法就労）等の不当行為をさせないと同時に、不当労働の管理をはかる。 10. フィリピンでは看護師・介護士が医療・介護以外の仕事に従事しているか、又は就労できずにいる資格保持者が約20万人いて、人員確保は容易である。（フィリピンでは老人介護ホームはほとんどなく、大家族による自宅介護が一般的である為）

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050030	プロジェクト名	太田特区就労ビザプロジェクト1	
要望事項 (事項名)	在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』申請時の学歴職務の完全一致に関する規制緩和	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1020010	
提案主体名	太田市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二 同法第二条の二 2, 3 同法第十九条一 同法第十九条二 同法第十九条二の 2 同法別表第一の二

求める措置の具体的内容

労働力の枯渇する当地区製造業に有能な外国人人材を供給するため、在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』のビザ申請時における「学歴・職務の完全一致」を「有能な人材を適職へ」程度、日本人就労者と同程度の一致にまで緩和して頂きたい。学歴単独、職務単独についてではなく、学歴と職歴のマッチングを緩和する。学歴等の条件、受入先企業の条件は残し、それらの間の厳密な一対一対応を多対多対応とする。

具体的事業の実施内容・提案理由

人材は汎用的であり適職には幅がある。当地区では外国人就労者を適切に供給するため、一人当たりが『技術』、『人文知識・国際業務』という在留資格で就労できる職種・業務を、同様の学歴を持つ日本人就職希望者の場合と同等に増やす。製造業の生産工程に就業する場合、製造業界は製造に関する多種多様でより高度な知識・技術を持つ就労者を求めている。「高度＝必要学歴＋排他的専門性」を「高度＝必要学歴（含む専門性）＋汎用性」と捉え直す。専門士や学士という称号への信頼は従来通りに保持する。外国人就労者のマンパワーにより地元製造業に活力を与えたい当地区では、学歴要件に不備がなく、ただ外国人であるがために就労に対し大幅な制限が課される現状を変えるため、規制の特例措置を求める。在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』でビザを取得した外国人就労者は、当地区では主に製造業関連企業等において業務と学歴の関連性の度合いの緩和により比較的柔軟に希望職種に就けるようになる。

(太田特区就労ビザプロジェクトに共通)

太田市周辺の製造業を長年支えた日系人の帰国熱が続き、その三分の一を失った。若年層の就業率不振や製造業離れ、デフレ賃金引き下げも影響し労働力供給の限界点、産業衰退の兆しが表れている。地元産業に見放されては市民サービスに影響を及ぼす。当地区には安定大量な労働力の補給が絶対に不可欠である。本特区案は、新たな外国人就

労働者のプロデュースを通じ地域産業を後押しする。全国的に広がる産業空洞化傾向を人的資源の受入により抑制する最初の試みであり、地域、国への大規模な経済効果を狙う。

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050040	プロジェクト名	太田特区就労ビザプロジェクト2	
要望事項 (事項名)	在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』就労者の業務範囲の拡大	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1020011	
提案主体名	太田市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二 同法第二条の二 2, 3 同法第十九条一 同法第十九条二 同法第十九条二の 2 同法別表第一の二

求める措置の具体的内容
<p>在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』就労者について、就労時に本人の成長や現場状況、能力を汲み、柔軟で多様な配置、業務を遂行できるよう現場裁量（現場フレキシビリティ）を認めて頂きたい。外国人就労者の就労先によっては複数の業務をこなす必要があり、研修や教育を含む異なる指示を受ける。状況に応じた業務変化を一括りに学歴（専攻科）の枠内で縛り続けることには無理があり、彼らの就労意思と現場のニーズを尊重し、業務の幅を認めてもらいたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>日本の企業に就職した場合、本人の意思で職務内容を限定することは極めて困難である。業務内容と申請内容の現場における一致を管理状態の適宜報告等に置き換えることで、外国人による就労が現実に即して可能になる。『技術』の在留資格で機械の専門家として自動車部品製造企業に就職し、就労現場のまとめ役、通訳等の業務を行うケース、もしくは『人文知識・国際業務』の在留資格で事務員として一般企業に就職し、本人の適性等により情報処理作業等を行うケース、資格に拘らず人員調整等現場の諸事情により別種の業務を行わざるを得ないケースが可能になる。また就労意思や能力に関して、彼らが多様な業務の遂行は必ずしも単一の業務遂行に専門性や質に関し劣ることを意味しない。外国人人材がより柔軟に業務遂行でき、彼らの汎用性をプラスに評価できるようになる。この規制緩和の対象は「部分的な現場裁量」であり、完全な現場裁量ではない。太田特区就労ライセンスを取得し就労者に特区ビザが下りれば、現場の実務がこれまでよりも尊重される。必要に応じ「関連業種・職種等の範囲内」といった範囲設定を付すことも検討中である。</p>

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050050	プロジェクト名	太田特区就労ビザプロジェクト3	
要望事項 (事項名)	在留資格『技術』、『人文知識・国際業務』就労者の離職時の就職活動等の特例	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1020012	
提案主体名	太田市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二 同法第二条の二 2, 3 同法第十九条一 同法第十九条二 同法第十九条二の 2 同法別表第一の二

求める措置の具体的内容	<p>外国人就労者が在留期間内の就労状況の変化に対処するための一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを許可して頂きたい。就労することが特区就労ビザの大前提であり、この規制緩和により、特区就労者には、就労環境の変化等にも対処できる、自立した就労者となるための機会を提供する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除されてしまった場合、一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何に拘わらず認められていない。就職活動に関しては、外国人の離職・転職時にその件についての入管への報告が義務付けられていないため、それまでの履歴はリアルタイムに把握されていない。本特区提案では、この資格外活動及び就職活動を、離職中に有効に使えるか否か、『失業保険』『生活保護』等を提供する際に評価として参照できるようにする。また「適切に就労し自力で経済活動を営めない場合」、事情を調査した上で、理由によっては自己積立金を使い帰国することを勧告する。太田特区は「働く意思がある」ことを中心に人の流れを円滑化する地域であり、コンパクトでスムーズな無駄のない人の流れを想定している。労働力の流入を切望する当地区にとっては必要な措置である。なお資格外活動及び就職活動の期間については就労実績に比例する期間を設定する。</p>

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050060	プロジェクト名	太田特区留学ビザプロジェクト1	
要望事項 (事項名)	外国人留学生のアルバイト(資格外活動)制限時間に関する部分的緩和。	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1020020	
提案主体名	太田市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二 同法第二条の二 2, 3 同法第十九条一 同法第十九条二, 二 2 同法別表第一の四 同法別表第一の五 出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条 5 項

求める措置の具体的内容	外国人留学生のアルバイトは現在一週間に 28 時間まで可能だが、これを日本人学生と同程度の 40 時間にまで拡大して頂きたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本人学生と同程度(労働基準法第三十二条にある「40 時間以内」)までの緩和を想定している。日本人学生の場合、本来の目的である学業に悪影響のないよう担保がない。その意味でも、同程度の条件までの緩和を想定している。</p> <p>本特区案は、自己責任を「提示すべき事柄やチャンスを与えず、本人の判断や努力に委ね自らその行動の責任を負う」ものではなく、「提示すべき事柄やチャンスを与えた上で本人の判断や努力に成果を委ね自らその行動の責任を負う」と解す。従って、広がった可能性をどう使うかは本人次第である。彼らの個々の状況判断、努力に委ねたい。この緩和により経済的条件から解放され留学できるようになる者が増えるのであれば、大変喜ばしいことだが、翻って、学業が疎かになれば本人が苦勞し、経済的に困窮し、チャンスを失うかもしれない。</p> <p>(太田特区留学ビザプロジェクトに共通)</p> <p>太田特区就労ビザプロジェクトは太田特区留学ビザプロジェクトを惹起する。太田特区内所在の専門学校や大学に潤沢な人材が確保され、活躍の場が広がることが望ましいが、全国的にも、就業を希望する留学生のおよそ半分が日本で職を得、残りは帰国せざるを得ない現状がある。流出する人材を高度人材として活かし、地域が人を育て、人が地域に貢献することが就労・留学の両プロジェクトに共通する本提案の基本コンセプトである。</p>

05 法務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	050070	プロジェクト名	太田特区留学ビザプロジェクト2	
要望事項 (事項名)	外国人留学生の卒業後の就職活動 期間の延長	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1020021	
提案主体名	太田市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第二条の二 同法第二条の二 2, 3 同法第十九条一 同法第十九条二, 二 2 同法別表第一の四 同法別表第一の五

求める措置の具体的内容
<p>外国人留学生に対し特定活動として1年間まで認められる就職活動期間を、3年程度にまで延長して頂きたい（延長後のアルバイトも認め、留学ビザプロジェクト1と同様に時間延長の対象とする）。この特区案では、留学キャリア、納税、学費納入者をきちんと評価する。既に日本国内で経済活動を経験した留学生に対し日本人学生が第二新卒として再就職するのと同程度の「挑戦するための機会」を提示することは、彼らの才能の取りこぼしを防止する意味でも必要な措置であり、公平である。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>「卒業までに費やした学資・労力・時間等の対価としてやっと得た権利が一年間で霧消してしまうのはなぜか」。特区では「公正な評価」を国際社会に向けて回答したい。併せて、「就職活動を行った事実」や「就業の意思確認」を条件とすることも検討している。現在2010年から始まった「卒業後3年間を新卒扱いとする」方針は世間でも定着しているが、これを外国人留学生の卒業のケースにも当てはめる。この政策が日本人に対し見込んだ効果と同等の効果外国人留学生の就職率向上に対しても期待する。</p> <p>太田特区は「働く意思がある」ことを中心に人の流れを円滑化する地域であり、地域が協力し、教育から就労へのステップアップの断絶を無くすことにより、就労者の流入のみならず育成し増やすことを狙う。これにより、人材の全般的な管理・有効活用がなされていない現状に対し、手続きコストや簡便性に関しても、就学と就業の間の垣根を低くすることができるようになる。現実の問題として「短期滞在で入国し就職活動をする」といった方法を認めることは、現行の入管法における在留資格の内容に適った活動であるのか疑問に感じられる。</p>